

一般社団法人日本らんちう協会
第六十一回全国品評大会御案内

謹啓 仲秋の候、会員皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。いよいよ大会間近となり、ご丹精の魚も今や上々の出来栄えと存じます。

さて、今年も繊細華麗な魚が妍を競い、棋界の最高位の座をかけて集う全国品評大会を東部本部担当で左記の通り開催致します。つきましては、御自慢の優魚を多数ご披露戴き、来会者共々魅了させて戴ければこの上なく幸いと存じます。何卒皆様お誘い合わせの上ご参会下さいますようお願い申し上げます。

平成二十八年十月吉日

謹白

主 催 一般社団法人日本らんちう協会
後 援 (理事長 阪下庄司)
当 番 東 文 化 部 本 部

記

日 時 平成二十八年十一月三日(文化の日) 晴雨不問
会 場 東京都日比谷公園内 榎の木広場

受 付 住所 東京都千代田区日比谷公園
午前九時より 会員は受付を済ませ弁当引換券を受け取る。
出陳者は出陳申込票記入の上、出陳料を支払う。

出陳料 一尾につき二千円。出陳者は出陳魚写真を提示し受付をする。

魚 受 付 出陳申込票と出陳魚写真を提示し受付をする。
出陳魚数 親魚・式歳魚・当歳魚制限無し。

賞 特別表彰 優等賞・老等賞・式等賞の入賞者には、協会賞を付与する。
三部門(親・式歳・当歳) 東大関 文部科学大臣賞。

入 賞 西大関 東京都知事賞。立行司 東京都議会議長賞。その他。
優等賞 東西大関、立行司、取締一、二……………十五尾
式等賞 東西大関、東西小結、勸進元一、二……………十八尾

役 魚 料 参等賞 行司一、二、三、脇行司一、二……………十五尾
備 考 幕内前頭東西(親・式歳魚二十枚目 当歳魚三十枚目) 百四十尾
優等魚七千円 老等魚五千円 式等魚参千円

- 一、各位の魚は努めて保護致しますが、不測の事故には責任を負いかねますのでご了承下さい。
- 一、審査は公正公平に行いますので、異議の申し立ては受け付けられません。ご了承下さい。
- 一、審査を終え、魚が展示されましたら、複写の役柄番付表に都道府県・氏名・コード番号を記載の上、一枚目を大会本部受付に提出して下さい。
- 一、魚の間違い防止の為、展示終了後も係員の指示があるまで、魚の搬出はできません。
- 一、写真を忘れた方は、一枚千円で受け付けております。ご利用下さい。
- 一、審査場内は、係員以外立入禁止です。

平成28年度一般社団法人日本らんちう協会主催
第61回全国品評大会実施要項（募集要項）

1 趣旨

らんちうの種族保存

今日日本で広く飼育されている金魚の原種は、寛延元年1747年頃金魚全体が渡来したものである。

現在のらんちうで代表される物は、東京で発達し、先人、関係諸機関の適切な指導と生産流通に携わった方々の資質、体型の改良により今日の姿を見る事ができたものです。

この様にらんちうは、250年近く日本で飼育、改良、淘汰を重ねた結果の珠玉であり、観賞金魚の王で泳ぐ宝石とまで芸術性を高めて参りましたもので、日本古来の伝統継承金魚文化と言っても過言ではないと思います。

長年協会は、飼育技術及び諸情報の交換の場として全国大会を継続開催して参り、愛好者は年々増加の傾向です。しかし、良魚の作品が出ない昨今、益々会員同志の飼育技術及び諸情報の交換の場として、全国のらんちうを一堂に集め観識眼、審美眼の養成と共に一般愛好者に公開し、動物愛護精神の普及をはかる為に協会主催らんちう品評大会を下記のとおり実施するものです。

2 主催

一般社団法人日本らんちう協会

3 開催日

平成28年11月3日（文化の日）

4 開催場所

東京都千代田区日比谷公園内榎の木広場

5 審査種目

当歳魚の部・二歳魚の部・親魚の部の3部門

6 審査規則

一般社団法人日本らんちう協会大会規定及び審査規定並びに審査基準で行います。

7 参加資格

会員及び一般らんちう愛好家（協会会則第7条（5）に抵触しない者に限ります。）

8 参加申込み

- ① 当日も参加申込みは受け付けます。
- ② 事前の参加申込みについては電話及びファクスでお申込み下さい。詳細は折り返しご連絡します。

受付期間：平成28年10月1日（木）10：00～10月31日（金）17：00

電話：090-4154-3618

FAX番号：0545-85-2834

受付時間：平日10：00～17：00

9 出陳魚数及び出陳料

出陳魚数は無制限。出陳料は一尾2,000円とします。

10 魚受付

11月3日 9：00～9：30 出品魚は必ず受付係に申し出願います。

11 審査委員会開催

9：00～9：20

12 審査時間

10：30～12：30 親魚、弐歳魚、当歳魚、各部同時に開始します。

13 写真撮影

13：00から入賞魚、全会員記念写真、役員記念写真等、写真班により適時撮影します。

14 一般公開

審査開始時より公開します。但し、審査場及び出陳魚保管場所については、係員以外の立ち入りを禁止します。

15 入賞魚種類

魚の入賞は各部門次の順位とします。（親魚の部、二歳魚の部、当歳魚の部）

優等賞 大 関（2尾） 立行司（1尾） 取締（2尾）

1等賞 関 脇（2尾） 小 結（2尾） 勸進元（2尾）

2等賞 行 司（3尾） 脇行司（2尾）

3等賞 幕内前頭（140尾）

16 表彰式

15：00～16：30 優等賞、1等賞、2等賞の入賞には協会賞を付与し表彰します。尚、各部門の東大関には文部科学大臣賞、他に特別賞として東京都知事賞、東京都議会議長賞等を進呈します。

17 申込みに関する問い合わせ先

一般社団法人日本らんちう協会事務局

電話：090-4154-3618

受付時間：平日10：00～17：00

18 その他（注意事項）

① 各位の出品魚は努めて保護致しますが、不測の事故等は、その責を負いかねますので、予めご了承願います。

② 当日は番付及び賞状等の事務が輻輳しますので、審査が終了し魚が展示

されましたら、速やかに所有者名を記入して下さい。

展示終了後は、魚の間違いを防ぐため、各自持魚の確認を済ませ、魚を納めて頂き表彰式を行います。それまでは如何なる理由があっても魚の持ち出しは出来ませんのでご了承下さい。

平成28年度一般社団法人日本らんちう協会主催
第61回全国品評大会開催の大綱

- 1 行事等の名称
平成28年度一般社団法人日本らんちう協会主催第61回全国品評大会
- 2 主催団体名
一般社団法人日本らんちう協会
- 3 事務所所在地
東京都杉並区方南一丁目28番1号
一般社団法人日本らんちう協会
- 4 大会開催趣旨
らんちうの種族保存、質的向上を図り飼育の研究、観識の養成と日本伝統の金魚文化に貢献するとともに動物愛護精神の普及を図る為。
- 5 開催の具体的な理由

現在日本国内で広く鑑賞用に飼育されている金魚の原種は、寛延元年（1747年）頃、金魚として7種類位中国から渡来したものと古い文献、版画等で紹介されています。

また、「金魚の品種であるらんちうの歴史は古く、江戸時代後期頃から富裕層の好事の間で親しまれ、『らんちう』の姿で代表されるものは昭和初期に、東京の生産者や愛好者の限り無い美の追求の末、淘汰を重ねた結果現在の原型が出来たものです。爾来関係諸機関のご指導、生産者、愛好家等の手で種族保存されて参りました。

協会の前身は、昭和31年（1956年）に全国でらんちう飼育・普及伝承に努められた著名な方々のご尽力により立ち上げられた日本らんちう協会（任意団体）で、それまで各地でバラバラに開催されていた品評会を統一し全国大会を開催するに至った。

この後、平成23年（2011年）に、全国を東部本部・中部本部・西日本部に分割し、それまで各本部費用で持ち回り開催していた全国大会や増大した会員、運営資金を有する各本部を傘下とする協会（任意団体）を開かれた団体の在り方として公的に襟を正すという趣旨で社団法人化致しました。

然しながら、今日『らんちう』の飼育が、池から水槽にと変わり、飼育や金魚文化の継承の難しさを増す状態を憂いております。

協会としては、折角増えた会員の方々と金魚文化継承する為、且つ、法人化して充実し始めた協会を益々強固な組織にする為にも、文化庁後援名義使用をお認め頂き、全国各地より優秀銘魚を一堂に集め、潜在的な愛好者の眼に触れる機会を提供することにより『らんちう』の真髄『泳ぐ宝石』の魅力を十分味わって頂きたいと思っております。

また、会員の方々にはより多く飼育技術の情報を得る交流の場とし理想の魚創りといった永遠のテーマに挑戦する実践家を養成する為にも、この機会を生かし全国愛好層の拡大を目的と致します。

6 行事等の開催場所

① 開催日

平成28年11月3日（文化の日）

② 開催場所

東京都千代田区日比谷公園内楡の木広場

7 名義使用の種類

文化庁、東京都後援名義

8 名義使用の対象

① 平成28年度一般社団法人日本らんちう協会主催第61回全国品評大会
開催実施要項

② 平成28年度一般社団法人日本らんちう協会主催第61回全国品評大会
開催案内状、招待者案内状

9 主たる利用者

国内外の『らんちう』愛好者、協会会員等

平成 24 年 2 月 16 日改定

平成 24 年 2 月 16 日公布

平成 24 年 2 月 18 日施行

前文

らんちう協会の法人化に伴う会則の改定にあたり、その歴史と経緯、所信を確認しておく為、前文を記す。

金魚の品種であるらんちうの歴史は古く、江戸時代後期より富裕層の好事の間で親しまれ、『金魚の王様』として、日本全国各地方で品評会が開かれ現在にいたっていますが、その飼育人口も増え、伝統あるこのらんちうを全国統一組織として、らんちうの研鑽、維持保存、向上、更なる普及と伝承を目指し、金魚博士として多くの実績を残された、農学博士松井佳一博士、金魚商石川亀吉氏を顧問に招き、陶芸界で名工としてだけでなく、らんちうの研究において著名な宇野仁松翁をはじめとする 9 名の理事により、昭和 31 年 (1956) に立ち上げた日本らんちう協会 (任意団体) がその前身です。

そして、平成 23 年 (2011) において、増大した会員、運営資金を有する日本らんちう協会 (任意団体) は開かれた団体の在り方として公的に襟を正すという趣旨で、理事会決議により社団法人化致しました。と同時に、人との多様な関係で育まれた『らんちう』を通じ、より系統的に種の保存、向上、伝承を進め、さらには公益的貢献も視野に入れ、平和日本のシンボルの一つとして世界に誇れる伝統文化財の域まで高めるという目標を目指しております。

日本人が育んだらんちうが民俗性において生物と真摯に取り組んだ奥深い成果を広く知っていただきたいのです。

法人化以前は、個人レベルでの品評会での成績ばかりでしたが、法人化を機に更なる飛躍と充実を図って行こうと言う意思をもって歩むという、新しい歴史を創造する努力が始まるのです。今まで取り組めていなかった関係省庁、研究機関の皆様との相互協力も必要になるでしょう。

ここに会則を見直し、更にはロードマップを作り、組織の整備を進め公益法人を目指す準備を始めていることを宣言し、前文として表明致します。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本らんちう協会 (以下協会という) と称する。

(事務所)

第 2 条 連絡事務所を理事長宅に置く。

(組織)

第 3 条 協会は東部本部・中部本部・西日本本部とらんちう愛好会支部、及び個人会員をもって組織し、愛好会支部はいずれかの本部に属する。

2 本部活動は、総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める本部規約によるものとする。

3 支部活動は、総会、理事会及び各本部の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部規約によるものとする。

(目的)

第4条 協会は前条の中枢機関となり、会員相互の親睦と融和を図ると共にらんちうに関する諸般の事項を研究し、日本金魚文化に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 日本らんちう協会全国品評大会の企画及び運営

・ 毎年秋季に全国品評大会を東京、愛知、大阪において交互に開催する。

(2) 日本らんちう協会会報の企画及び発行

・ らんちうの理想型の追求と鑑識眼の向上発展啓蒙

(3) その他、協会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第6条 協会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 協会の会員は次の4種とし、名誉会員・一般会員・準会員・個人会員をもって構成する。

(1) 名誉会員 協会顧問及び相談役

(2) 一般会員 本部・支部に属し、相談役を含む名誉会員以外の者

(3) 準会員 18歳以下の者

(4) 個人会員 本部に属さない会員及び大会当日会員

(5) 反社会勢力に認定されている組織に加入している者の入会を拒否する。

又、当会員で同組織への加入事実が判明した者は除名とする。

(入会)

第8条 前条の本部所属以外の愛好会が支部として加入しようとするときは、各本部の別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第9条 前条の本部並びに支部にも属せず加入しようとする者は、協会の別に定めるところにより申込みをし理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会により承認された場合は、個人会員として認められる。

(経費負担)

第10条 会員の会費は次の通りとする。

1 名誉会員・準会員は無会費とする。

2 一般会員は協会に1ヶ年3000円を納入する。

3 個人会員は協会に1ヶ年5000円を納入する。

但し理事会の決議により年会費を変更することができる。

第11条 一般会員の会費は、各本部長が徴収して協会指定口座に一括振込み、8月末までに納入する。

(退会)

第12条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることににより、任意に退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名する事ができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名譽を傷つけ、又は協会の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 14 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。

第 15 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(種別)

第 16 条 当協会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 会場を 3 本部に分散して開催することができる。

(権限)

第 18 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 各年度の事業計画並びに予算及び収支決算報告書の認定
- (2) 会則の変更
- (3) 専務理事会及び理事会において総会に付議した事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会則に定める事項

(開催)

第 19 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上から総会開催の請求があったとき、又は理事長及び副理事長が必要であると認めた時に開催する。

(召集)

第 20 条 総会は理事長又は副理事長が召集する。

2 総会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する会員は、理事長又は副理事長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会召集の請求をすることができる。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。理事長又は副理事長が、事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更

(委任)

第23条 総会に出席できない会員は、他の会員に委任状をもって議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の設定)

第25条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以上
 - 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
 - 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当協会の理事を兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当協会を代表して、その業務を執行する。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当協会の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の集結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第25条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総会の特別決議をもって行わなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 会則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第33条 理事会は、理事長又は副理事長が召集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求する事ができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、会則に別段の定める場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会に出席できない理事は、他の理事に委任状をもって議決権の行使を委任できる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 専務理事会

(構成)

第37条 専務理事会は理事長・副理事長・専務理事をもって構成する。

(権限) 専務理事会は会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事会の議事に付すべき事項の決定
- (2) 会則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行

(召集)

第38条 専務理事会は理事長又は副理事長が召集する。

(議事録)

第39条 専務理事会の議事については、議事録を作成する。

第7章 決算

(事業年度)

第40条 当協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当協会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長及び副理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長及び副理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支決算報告書の認定

2 前項の書類の他、監査報告を 5 年間備え置くと共に、会則、会員名簿を事務所に備え置く。

第 8 章 審 査 委 員

(審査委員)

第 43 条 協会は協会審査委員を置き各本部の正副審査委員長及び全国審査員経験者若干名をもって組織し、適時協会審査委員会を開き審査員の資質向上の発展に努める。

2 協会審査委員のうちから、代表審査委員を定め、代表審査委員をもって協会審査委員長とする。

3 協会審査委員のうちから、協会副審査委員長 2 名を定めることが出来る。

4 協会審査委員は協会審査規定並びに審査基準を作成し理想追求と啓発に努める。

第 9 章 全 国 審 査 員

第 44 条 全国審査員は協会審査規定・協会審査基準、並びに大会規定にもとづき審査を行い、らんちうの理想型を研究指導し、この界の向上発展に努めなければならない。

2 全国審査員は各本部が指定するらんちう愛好会で毎年必ず一度は出席し、識見及び審美眼を磨き会員の信頼を高めるため研修すること。

(任期)

第 45 条 全国審査員の任期は、3 ヶ年とし再選を妨げない。但し、全国審査員中に欠員が生じたときには、原則として欠員が生じた本部から審査員の推薦を受け専務理事会の承認を得て委嘱する。この場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 章 表 彰

(功労賞)

第 46 条 協会は協会会則第 4 条の目的を達成させるために、多大な貢献をした者を功労賞として表彰し、その名誉を掲揚する。

2 協会の役員として 20 年以上絶え間なく協会発展のために尽力され、その功績大と認められた者も功労賞として表彰する。

第 47 条 表彰授与は原則として本協会の全国大会の表彰式に於いて行うこととする。

(慶弔)

第 48 条 協会役員が死亡したときは花輪(生花も含む) 1 基、若しくは香華料として花輪相当分で弔意を表す。

大会規定

(出陳魚)

第1条 大会にて会員が出陳し得る魚数は各部門共に無制限とする。

但し出陳料は1尾2000円とする。

第2条 出陳に際して出陳魚各々の写真提示無き場合は魚の受付はしない。

第3条 出陳者は大会終了後でも係員の許可なしに搬出してはならない。

第4条 持主不在、或いは不測の災害等で出陳魚の死傷、紛失等に対して本会はその責を負わない。

(遵守事項)

第5条 審査に対しては異論を唱えることはできない。又大会会場に設けた立入禁止区域には大会各種係員又は大会委員長の認めた者以外立入厳禁。魚を間違えた者、不徳行為等、規定を遵守せず、秩序維持の違反者は退会処分とする。

(審査)

第6条 協会審査委員会は、協会審査委員より各部門審査長を各1名、各本部全国審査員より各部門審査員を2名ずつ選出する。

2 審査長は、来年度大会当番本部より2名、再来年度大会当番本部より1名を選出する。

3 審査の公平中立性を確保するために各部門に外部審査員1名を設ける。

部門	審査長	東部審査員	中部審査員	西日本審査員	外部審査員
親魚	() 本部				
弐歳魚	() 本部				
当歳魚	() 本部				

第7条 審査の結果は相撲番付に依って下記の通り当歳魚、弐歳魚、親魚に等級を付ける。

優等賞 東西大関 立行司 取締一 取締二 計 5尾×3部門=15尾

尙等賞 東西関脇 東西小結 勸進元一 勸進元二 計 6尾×3部門=18尾

弐等賞 行司一 行司二 行司三 脇行司一 脇行司二 計 5尾×3部門=15尾

参等賞 東西幕の内、前頭 親魚 20枚目 計 40尾

弐歳魚 20枚目 計 40尾

当歳魚 30枚 計 60尾

2 横綱賞 同一魚で全国大会に3回以上大関を獲得した魚に横綱の資格を与える。(第56回大会より)

(専務理事会の権限)

第8条 悪天候その他大会開催不能と認めた時は、直ちに専務理事会を開いて善処する。

第9条 公衆が秩序ある運行を妨害した場合、秩序が回復するまでの間審査を中止する。

第10条 著しい妨害行動をした会員に対し大会から除外することができる。